

平成29年6月21日提出

提出者 松山市議会議員 粟原久子

白石研策

大木健太郎

中村嘉孝

松山の地酒の普及並びに食文化の継承及び振興に関する条例の制定について
松山の地酒の普及並びに食文化の継承及び振興に関する条例を次のように定める。

記

松山の地酒の普及並びに食文化の継承及び振興に関する条例

私たちの住む松山市は、四国・愛媛県の中央に位置し、3,000年の歴史を持つ日本最古の道後温泉や現存12天守の一つである松山城などの観光地をはじめ、穏やかな気候と豊かな自然に恵まれたまちでもある。

瀬戸内の陽光が降り注ぎ、年中温暖であることから、多様な農林水産物を育み、特に目の前の瀬戸内海には好漁場が広がっており、全国的にも珍しく多くの種類の魚に恵まれ、豊かな魚食文化が発達してきた。また、松山出身の俳人・正岡子規は、松山の魚介や鮒などの郷土料理を俳句や書簡に数多く残すなど、松山の食を絶賛している。さらに、気候風土を巧みに生かした酒造技術により、やさしい味わいの地酒も豊富で、悠久の歴史と文化の中で、特色ある食文化の創造と産業の振興、発展に寄与してきた。

私たちは、この豊かな自然環境を守り、それらのもとで育まれる山海の幸や地酒をふるさとの財産として、誇りと愛着を持って次世代に受け継ぎ、発展していくことを願うものである。

そして、地域の地酒と食文化に愛着と関心を寄せ、地酒による乾杯の推進をはじめ、地酒や松山の食を自ら味わうとともに、本市を訪れる多くの方へ紹介・提供することは、本市の魅力の発信、交流人口の拡大、地域産業の振興と発展へつながる。

以上のことから、地酒と食文化の継承及び振興を促進し、もって本市経済の活性化を図るためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然がもたらす食の恵みとともに発展を続けてきた松山の地酒の普及並びに食文化の継承及び振興を図るための事項を定めることにより、地酒及び地元の農林水産物の消費拡大を図り、もって松山の地酒の普及と食文化の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地酒」とは、本市の区域内において製造され又は原材料に本市の区域内において生産された農産物を使用した日本酒、焼酎、ビール、果実酒、リキュール等をいう。

2 この条例において「松山の食」とは、松山の農産物、海産物等の食材、菓子及び調味料で、本市において生産、加工等をされたもの及びこれらを利用した料理をいう。

3 この条例において「松山の食文化」とは、松山の食及びこれに係る調理法、作法、しつらえ等に関する松山固有の文化をいう。

(市の役割)

第3条 市は、松山の地酒や食文化に関わる事業者（以下「関連事業者」という。）と連携し、松山の地酒の普及並びに食文化の継承及び振興に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関連事業者の役割)

第4条 関連事業者は、松山の地酒や食文化に係る知識、技術、技能等の継承及び向上・発展に主体的に取り組むとともに、その取り組みに当たっては、本市及び他の関連事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び関連事業者が行う地酒の普及並びに食文化の継承及び振興に関する取り組みを理解するよう努めるものとする。

(松山の地酒と食の普及)

第6条 市、関連事業者及び市民は、地酒による乾杯や松山の食の利用及び松山の食文化の普及に努めるものとする。

(個人の嗜好等の尊重)

第7条 市、関連事業者及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

松山の地酒と食文化の継承及び振興を促進することにより、本市経済の活性化を図るため、本案を提出する。